

個別作業計画の全体的な考え方について（案） （第 2 次 2019 年 4 月～2024 年 3 月）

1 草原の保全再生の基本的な考え方

草原の保全再生の基本的な考え方については、平成 21 年 2 月に策定した「霧ヶ峰の今とみらい～霧ヶ峰再生のための基本計画～」及び平成 25 年 10 月に策定した「霧ヶ峰自然保全再生実施計画」に基づく以下の考え方とする。

- (1) 森林化が進行してきている草原を昭和 30 年代の草原景観を参考に再生するため、(2) 以下の状況に近づけるように場所毎に作業を考えていく。
- (2) 昭和 30 年代当時の草原景観は、春の火入れと秋の採草で、標高の低い地域（約 1,750m 以下）はススキ草原、それ以高はニッコウザサーヒゲノガリヤス草原が大部分を占めていた。樹木類の生育はほとんどなかったと思われる。
- (3) 当時の季節的な景観変化として7月中下旬は広くニッコウキスゲの開花景観（より標高の低い地域ではキスゲ）がみられたが、夏期を過ぎるにつれて低標高地ではススキが生長しススキ草原となる。また高標高地はニッコウザサ・ヒゲノガリヤスが目立つようになる。
- (4) 当時は毎年、かつ長年の火入れ、採草により、低木は除去されて、ほとんど樹木の生育が見られない草原となっていた。また現在よりススキ、ニッコウザサの生育密度は低く、多様な草花の生育する草原が季節とともにみられた。
- (5) 採草による草類の持ち出しにより、土壌が富栄養化せず、樹木の生育が抑えられていたと思われる。また火入れによる灰分（無機栄養）により、春から初夏にかけて草類の生長を促進していたと思われる。
- (6) 樹木類は 10 年程度の間隔（燃え残りで大きくなった場合）で伐採、除去していたようである（柏原地区記録）。

2 草原再生のための個別作業計画の全体的な考え方

前述の基本的な考えに基づいて草原再生のための個別作業計画を策定する

- (1) 理想としては、昭和 30 年代の頃のように、春に火入れ、秋に採草（刈取り）を行うことができればよいが、霧ヶ峰は現在さまざまな施設や道路、観光客の入込みなどで当時と事情が異なること。また、火入れは延焼の危険が伴うことから、当面刈取りによる再生を基本とする。
- (2) 刈取りの意義は、刈取りによってススキ、ニッコウザサの勢力を衰えさせ、季節を通して多様な草花の生育する草原を創出するものである。ただこれによってススキやササの優占が

無くなるわけではない。これらをかかなり少なくするためには、年に適正数の刈取りが必要である。また刈取りした植物の搬出（除去）が必要となる。しかし事実上、年数回の刈取り、除去は難しいので、ススキやササの生長最盛期及び大方の種子が落下したあとの晩夏に1回行う。

- (3) 全体的にはモデル地区を数か所設けて、同一場所で毎年、刈取りや伐採を行い、5年を目処に継続し、さらにモニタリングしてその効果や影響を検証していく。効果的な方法や目標植生に達することができたら、それらの地域を拡大していく。
- (4) モデル地区はモデル群落を選択し、適切な場所を設定する。当面モデル群落は、現存のススキ群落、ニッコウザサ群落とする。
- (5) 具体的な場所としては、①観光的な面からビーナスライン沿い、②樹木の生育が多い草原、③作業や刈取り植物の搬出などが容易な場所が望ましい。
- (6) 具体的なモデル地区としていくつかの候補地が考えられるが、第1次の個別作業計画において作業を実施してきた場所で継続することが望ましい。
- (7) 搬出物の処理に関しては、その方法や活用を考える。再利用の方法が確立されるまでの間は、処分方法及び処分量について一般廃棄物の所管市町と協議のうえ処分をするか、富栄養化の問題のない人工林などへ堆積する方法をとる。
- (8) シカの被食から植物を守るため、できる範囲で防護柵を設ける。

3 外来種駆除のための個別作業計画の全体的な考え方

外来種の侵入防止及び駆除についての基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 霧ヶ峰における自然再生のための個別作業計画を進めるに当たっては、外来植物への対応のみならず、遺伝子レベルから生態系レベルまでの生物多様性の保全を目標とした、科学的知見に基づいた方法等を検討するとともに、モニタリングとフィードバックによる順応的管理を実施することが理念として求められる。
- (2) すでに高い優占度で定着していたり、特定外来生物に指定されるような、急速な分布拡大や優占が懸念される外来植物は、在来生態系や在来植物への負の影響が考えられるため、まず、これらを駆除作業計画の対象種とする。
- (3) 外来植物の生態的な特徴、および対象地域の植生や立地条件の現状等を踏まえた上で、目標植生への誘導を念頭においた、効率的で安全な駆除作業計画を検討する。すなわち、計画では外来植物を最も効率的に駆除・抑制するとともに、保全すべき在来生態系や在来植物への負の影響をもたらさない手法や時季を選択することが望ましい。実際には、社会的な諸事情等も考慮し、無理のない柔軟な計画が検討されるべきである。
- (4) 具体的には、外来植物駆除作業のモデル地区を数か所設け、モニタリングデータに基づく知見やノウハウを協議会の中で集積・共有することによって、成功事例を基に他地区への拡大を徐々に進めていく。

(5) 草原再生のための刈取りの際は、外来植物の侵入・定着、優占拡大の危険性についても考慮することとする。

(6) 作業の実施時には、事前の説明会を開催し、作業時には必要以上のかく乱を避けるため、できるだけ少人数で、周辺の在来植物に負の影響を与えない、また土壌をかく乱しないことに留意する必要がある。

(7) モデル地区としては、第1次の個別作業計画において作業を実施してきた場所で継続することを基本とし、対象種は以下のとおりとする。

- ① 車山高原：ヘラバヒメジョオン、フランスギク
- ② 池のくるみ：ハルザキヤマガラシ
- ③ 強清水湿原・霧ヶ峰スキー場・池のくるみ：オオハンゴンソウ

4 モニタリングとフィードバックについて

作業を実施した箇所については、その効果等を検証するため、モニタリング調査を一定期間実施し、モニタリングデータに基づく知見やノウハウを協議会の中で集積・共有することが必要である。

ただし、モニタリング調査については動植物に関する知識や経験・技術が必要であり、人材の育成や経費の捻出について早急に検討を行うことが必要である。